事業主のみなさまへ

情報通信機器を用いた安全委員会等を適切に実施しましょう

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**外出の差し控え**や**新しい生活様式**が広がる中、**情報通信機器を用いた安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会**（以下、「安全委員会等」といいます。）が開催されています。

新しい生活様式においても、事業場における安全衛生に係る事項について十分に調査審議を行うために、**安全衛生委員会等を適切に実施**しましょう。

令和２年８月27日付 基発0827第１号
「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」

情報通信機器を用いた安全委員会等の開催におけるポイント

１）開催に用いる情報通信機器について（以下を全て満たすこと）

- 安全委員会等を構成する**委員が容易に利用できる**こと
- 映像等の**送受信が常時安定**し、委員相互の**意見交換を円滑に行える**こと
- 取り扱う**個人情報の漏えい**、**不正アクセスの防止措置**が講じられていること

２）安全衛生委員会等の運営について（以下のいずれかを満たすこと）

① **対面での開催と同様**に、委員相互の**意見交換等が即時に行われ**、**必要事項**について**調査審議が尽くされている**こと。
（音声通信、チャット機能による開催は、必要な資料が確認できる必要があるもの）

② 情報通信機器を用いた安全委員会等は**①によるものを原則**とするものの、**開催期間**、委員への**資料の共有方法**及び**意見の表明方法**、**異なる意見の調整方法**、調査審議の結果を踏まえて**事業者に対して述べる意見の調整方法等**について
次の（ア）から（エ）までに留意の上、**予め安全委員会等で定めた場合**は、**電子メール等の即時性のない方法**によることとして差し支えないこと。

（ア）**資料の送付等**から委員が**意見を検討**するため**十分な期間を設ける**こと
（イ）**委員の質問等が速やかに他の委員に共有**され、**委員間で意見の交換等を円滑**に行うことができること。**十分な調査審議が可能**となるよう、**委員全員**が質問や意見の内容を含む**議論の経緯を確認**できるようにすること。
（ウ）**意見表明等がない委員**に対し**資料の確認状況及び意見提出の意思を確認**すること
（エ）多数の委員から**異なる意見**が提出された場合等には**相互の意見調整が煩雑**となることから、**各委員の意見の調整に必要な連絡等を行う担当者を予め定める等**、調査審議に支障を来すことがないようにすること。

その他の留意事項

○議事録の保存について（労働安全衛生規則第23条第４項）

●**情報通信機器を用いて開催した安全委員会等**においても、委員の意見、措置の内容のほか委員会における議事で重要なものについて、**書面により記録し<u>これを保存する必要</u>**があること。

●**電磁的記録※により作成及び保存**する場合には、平成17年３月31日付け基発第0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」記の第２の１の（４）において**<u>「労働基準局所管法令の規定に基づく書類については、労働基準監督官等の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていることが必要であること」等</u>**とされていることに留意する必要があること。

※「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

参照条文

○労働安全衛生規則第23条第４項（抄）

４　事業者は、委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、<u>これを三年間保存しなければならない。</u>

一　委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容

二　前号に掲げるもののほか、委員会における議事で重要なもの

自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備のポイント
についてはこちら☞

厚生労働省ホームページ「自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備」

安全衛生委員会についての要件等
詳細な説明は こちら☞

リーフレット「安全衛生委員会を設置しましょう」

福岡労働局・労働基準監督署

2020.11